

技術講習制度実施規則

(目的)

第1条 この規則は、講習等規程（13規程第37号。以下「規程」という。）第3条の規定に基づき、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「農研機構」という。）が行う同規程第2条第2号に定める技術講習制度の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 試験研究機関等 規程第2条第1号に規定する試験研究機関等をいう。
- 二 講習生 技術講習制度により受け入れる次に掲げる者をいう。
 - ア 試験研究機関等に所属する職員
 - イ 農業者
 - ウ 食品産業又は農機具の改良に関する研究若しくは業務に従事し、又は従事しようとする者
- 三 受講申請者 技術講習の受講を申請しようとする者（その者が試験研究機関等に所属する職員である場合にあつては当該試験研究機関等の長又はその者がその他の法人に所属する職員にあつては当該その他の法人の代表者）をいう。
- 四 研究所 組織規程（27規程第139号）第5条に規定する研究所をいう

(受入機関)

第3条 講習生の受入れは、本部及び研究所（以下「受入機関」という。）において行うものとする。

(受講の資格)

第4条 講習生は、高等学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力を有する者であつて、農研機構の所掌する試験研究等に関連する研究又は業務に従事し、若しくは従事しようとする者とする。

(受入期間)

第5条 技術講習の受入期間は、原則として、1年以内とする。

(申請)

第6条 受講申請者は、技術講習の受講を申請するときは、原則として、当該受講を開始しようとする日の1カ月前までに、次に掲げる書類を受講を希望する受入機関の長（本

部にあつては、人事部長。以下「所長等」という。)に提出しなければならない。

一 受講申請書(別記様式1(外国からの申請にあつては、同様の内容を英文化したもので可とする。))

二 履歴書(別記様式2(外国からの申請にあつては、同様の内容を英文化したもので可とする。))

三 その他所長等が必要と定める書類

2 受講申請者は、受入期間を延長しようとする場合には、原則として、延長を開始しようとする日の1カ月前までに、改めて前項第1号の受講申請書を受講先の所長等に提出しなければならない。

(承認等)

第7条 所長等は、前条各項の規定により申請があつた場合には、遅滞なく、講習生の受入れについて承認するかどうかを決定し、受講申請者にその旨を通知しなければならない。

2 所長等は、前項の規定により講習生の受入れを決定したときは、研究領域長等の中から、当該技術講習に係る講習担当者を指名するものとする。

(講習内容)

第8条 技術講習の内容は、受講申請者の希望事項を勘案して、所長等が定めるものとする。

(受入経費等)

第9条 所長等は、講習生の受入れのための経費(以下「受講料」という。)として、1人当たり講習実日数1日につき500円(消費税相当額を含む。)の金額(講習実日数が5日未満の場合は、5日分の金額)を受講申請者から徴収するものとする。ただし、講習生が農業に従事している者(従事しようとしている者を含む。)である場合又は次に掲げる機関に所属している者である場合には、これを徴収しないことができる。

一 国

二 国立大学法人又は大学共同利用機関法人

三 地方公共団体又は地方独立行政法人

四 独立行政法人

五 大学(短期大学を含む。)

六 法令に基づく公法人(沖縄振興開発金融公庫及び国家公務員退職手当法施行令(昭和28年政令第215号)第9条の2各号に規定する法人(第2号及び第4号に掲げるものを除く。))その他法令に基づき設立される法人をいう。)

七 公益社団法人又は公益財団法人

八 公益を目的とする任意団体

九 所長等が農研機構の技術の普及等に繋がると認める法人等

2 所長等は、講習生の講習に当たって、特に高額な費用を要する事案が生じた場合には、前項に規定する受講料とは別にその要した費用に相当する金額(以下「追加費用」

という。)を受講申請者から徴収することができる。

- 3 農研機構に受け入れた講習生が受入期間中に必要とする旅費については、受講申請者が負担するものとする。
- 4 講習生が現地調査等を行う場合において、その現地調査等を指導するため、農研機構の職員を同行させる場合における当該職員の出張に係る旅費については、受託研究実施規程（13規程第32号）に定めるところにより、受講申請者が負担するものとする。

（経費の納付等）

- 第10条 受講申請者は、前条第1項の規定により受講料を支払う必要がある場合には、経理責任者（会計規程（13規程第26号）第7条第1項に規定する経理責任者をいう。以下同じ。）が発行する請求書により、遅滞なく、受講料の概算額を納付しなければならない。
- 2 経理責任者は、前条第2項の規定により追加費用を徴収する場合には、受講申請者に対し請求書を発行しなければならない。

（精算）

- 第11条 経理責任者は、講習生の受入期間が満了し、又は当該期間の満了前に当該講習生の受入れを中止したときは、遅滞なく、前条第1項の規定により納付を受けた受講料の概算額を精算しなければならない。

（講習生の義務）

- 第12条 講習生は、農研機構及び技術講習を受講する受入機関が定める諸規程を遵守しなければならない。
- 2 講習生は、受入期間中、当該技術講習に係る講習担当者の指示に従わなければならない。

- 第13条 講習生は、受入期間中に知ることができた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

（受講の停止）

- 第14条 所長等は、講習生が前2条の義務を怠ったとき、又は所定の講習を修了する見込みがないと認めるときは、受入れを停止し、又は承認を取り消すことができる。

（事故の補償等）

- 第15条 講習期間中に起こった事故による負傷等に対する補償等の措置は、受講申請者の責任において行うものとする。
- 2 講習生の責に帰すべき事由により農研機構が保有する施設、備品等に損傷を与えた場合には、その損傷に関する原状回復の措置は、受講申請者の責任において行うものとする。

(成果の公表等)

第16条 講習生は、受入期間中に得られた情報、研究成果等を公表しようとするときは、あらかじめ、受け入れられた所長等の承認を受けなければならない。

(特許権等)

第17条 講習生が、受入期間中に得られた研究成果等について発明をしたときは、その発明に係る特許を受ける権利又は特許権は、農研機構に帰属する。

2 前項の規定は、実用新案、意匠及び品種登録に係る育成者権について準用する。

(修了証)

第18条 所長等は、講習生のうち、その技術講習の受入期間を終了した者について、修了証を発行することができる。

(技術講習に関する報告)

第19条 所長等は、理事長からの求めに応じて、技術講習の実施状況を報告しなければならない。

(実施の細部事項)

第20条 この規則に定めるもののほか、技術講習の実施に関し必要な事項は、所長等が別に定める。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成15.10.1 規則程第23-1号)

この規則は、平成15年10月1日から施行する。

附 則 (平成16.4.1 規則第23-2号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成18.4.1 規則第23-3号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19.4.1 規則第23-4号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20.10.1 規則第23-5号)

この規則は、平成20年10月1日から施行する。

附 則 (平成20.12.1 規則第23-6号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年12月1日から施行する。

(公益社団法人等に関する経過措置)

- 2 この規則による改正後の技術講習実施規則第9条第1項第7号に規定する公益社団法人又は公益財団法人には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第42条第1項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含むものとする。

附 則(平成23.4.1 規則第23-7号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成27.4.1 規則第23-8号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28.4.1 規則第23-9号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成31.4.16 31-5規則第23-10号)

この規則は、平成31年4月16日から施行する。

附 則(令和元.12.23 31-19規則第23-11号)

この規則は、令和元年12月23日から施行する。

附 則(令和3.6.8 規則第23-12号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年6月16日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

技術講習受講申請書

(元号) 年 月 日

国立研究開発法人
農業・食品産業技術総合研究機構
(○○研究所所長) 殿

受講申請者
住 所
名 称
氏 名

技術講習制度実施規則第6条第1項の規定に基づき、貴研究所において、下記のとおり技術講習を受講させたいので申請します。

記

1 受講希望者

所 属
氏 名
性 別

2 受講希望事項

3 受講希望研究領域等名及び担当者名

4 受講希望期間及び受講実日数

自 (元号) 年 月 日 日間
至 (元号) 年 月 日

5 その他

- (1) 連絡先
- (2) その他

別記様式2（第6条第1項第2号関係）

履 歴 書

(元号) 年 月 日

氏 名
性 別

最終学歴
職 歴

学位・資格等

現在従事している研究又は業務の内容（受講希望事項との関連を中心に簡潔に記載）